

佐渡市コンベンション開催支援  
補助金のご案内  
【募集要領】

佐渡市役所 観光振興課

## 1 趣旨

佐渡市では、交流人口の拡大に寄与するコンベンションを誘致することで、地域経済の活性化を成すため、市内でのコンベンションの開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 補助金の対象

補助金の交付対象とするコンベンションは、次の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号又は第4号のいずれかに該当するものとします。

- ① 主な会場及び宿泊施設が市内であること。
- ② 連続して2日以上の会期があること。
- ③ 5県以上から参加のあるもので、かつ、市外からの参加者数が30人以上で同数以上の宿泊が市内で見込まれるもの(以下「全国コンベンション」という。)であること。
- ④ 2県以上から参加のあるもので、かつ、市外からの参加者数が20人以上で同数以上の宿泊が市内で見込まれるもの(以下「ブロックコンベンション」という。)であること。

※次に掲げるものは対象外です。

- ・国又は地方公共団体が主催するコンベンション
- ・市から他の補助金等の交付を受けるコンベンション
- ・政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
- ・販売会及びプロスポーツ、コンサート、演劇等の不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの
- ・同一主催者における同年度内の2回目以降に開催するコンベンション

## 3 補助対象経費等

補助事業の対象となる経費は、下表に定めるとおりとします。

経費区分	内容
1 施設使用料	施設及び備品使用料

2 印刷製本費	プログラム等の印刷経費
3 広告宣伝費	ポスター、チラシの作成経費、新聞、雑誌、テレビ、ラジオへの広告掲載費
4 報償費	講師等への謝礼
5 旅費	コンベンション参加者の交通費、宿泊費 講師等の交通費、宿泊費
6 委託料	通訳・アルバイト等雇用経費 会場設営委託料 催事等委託経費
7 諸経費	通信・運搬費、消耗品費等 観光施設入館料、観光バス借上料

※消費税及び地方消費税は補助対象外経費とします。

補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に定める額とし、コンベンションの開催に要する補助対象経費の2分の1に相当する額（消費税及び地方消費税を除き、千円未満の端数があるときは切り捨て）又は同表の右欄に掲げる額のいずれか低い額を限度とします。なお、当該補助金の額を算入することにより、収入が支出を上回る場合は、その上回る額を控除し、交付するものとします。

区分	補助金の額	限度額
全国コンベンション(学会、大会・会議、競技会・コンク	佐渡市外からの参加者数に 2,000 円を乗じて得た	30 万円

ール、企業ミーティング、産業見本市又は商談型見本市、その他これらに類するもの)		
ブロックコンベンション(学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング、産業見本市又は商談型見本市、その他これらに類するもの)	佐渡市外からの参加者数に 1,500 円を乗じて得た額	15 万円

## 6 募集期間

4月1日～翌年の3月31日まで

## 7 申し込み方法

「補助金交付申請書」（様式第1号）に必要書類を添付し、佐渡市観光振興課へ提出してください。

## 8 補助金交付の決定について

ご提出いただいた補助金交付申請書と必要書類を審査し、市から申請者の方へ「補助金交付決定通知書」（様式第3号）を送付します。

補助対象者と認められない場合は、補助金不交付の決定となりますので、ご了承ください。その場合、「補助金不交付決定通知書」（様式第4号）を送付します。

## 9 実績報告及び交付請求について

補助金交付決定を受け、補助事業が完了した後は「実績報告書兼交付請求書」（様式第8号）に必要書類を添付し、佐渡市観光振興課へ提出してください。審査のうえ適正なものと認めた後、30日以内に指定口座へ補助金を交付します。

## 10 お問い合わせ・書類の提出先

〒952-0011 佐渡市両津夷 384-11（あいぽーと佐渡2F）

佐渡市役所 産業観光部 観光振興課 観光振興係

電話：0259-67-7944 FAX：0259-67-7634

メール：[u-sinkou@city.sado.niigata.jp](mailto:u-sinkou@city.sado.niigata.jp)

受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）